〔用途地域〕

理　由　書

本市を取り巻く社会情勢は、人口の減少や高齢化等に起因した都市の活力低下が大きな問題となっており、今後、都市の活力の維持、向上を図る上で、産業の振興が重要な課題となっている。

そのため、本市の主要な産業地の１つである「清水町南部地区」を、産業の振興を図る主要な拠点の１つと位置づけ、既存工場等の生産環境を確保していくことを目的に、用途地域を現在の「準工業地域」から「工業地域」へ変更する。更に、周辺の土地利用の整序を目的に、「準工業地域」から「第一種住居地域」及び「第一種住居地域」から「工業地域」への変更を併せて行う。

また、広域的な幹線道路である国道 17 号の沿道地区については、地域の産業振興に寄与する地区と位置づけ、商業・業務施設の立地を許容していくことを目的に、用途地域を現在の「第一種住居地域」から「準工業地域」へ変更する。